

久御山町で25年間におよび町有地の不法占拠

不法占拠者に払い下げられた土地がスピード転売の怪

京都府に久御山町という小さな自治体がある。その久御山町議会で6月12日に行われたA議員の一般質問に捜査当局が注目していた。なぜか。「捜査当局は久御山町が随意契約によって住民の結城氏（仮名）に町有地を払い下げたことに不正・癒着の匂いを感じている。一般質問でA議員がこのことに言及することがわかったため」（地元新聞記者）だという。

通常、官有地を払い下げる場合はできるだけ高い金額で売却するために広く買い手を募るものである。ところが久御山町は広く買い手を募らず、随意契約によって結城氏に町有地を払い下げたのである。なぜ、久御山町はこのようにしたのか。行政側の答弁によると昭和36年まで話をさかのぼることになる

昭和36年に第二室戸台風が発生。久御山町でも甚大な損害が発生したため、久御山町の町有地に応急仮設住宅が開設され、結城氏の親族が入居したのが問題の端緒だという。仮設住宅は被災者のための臨時の住宅であるため一定期間が経てば退去しなければならない。

ところが建設業を営む結城氏の親族は、一定期間が経過しても退去せず、この町有地にずっと住み続けたわけである。さらに、勝手に重機を使った作業を行ったり、建築物を構築したりし、自宅・事業所・駐車場・資材置き場として使用するなど町有地を不法占拠するに至ったわけである。

久御山町としても町有地での作業中止や建築物の撤去・土地の明け渡しを求めてきたものの結城氏の親族は「法外な金額」（行政側の答弁）での土地の払い下げを要求し、不法占拠を続けたのである。久御山町は払い下げ要求に応じず、不法占拠解消に向けて交渉を続けてきたというが、何ら法的措置を取っていないことが一般質問によって明らかとなっている。

平成28年に結城氏の親族が死亡したものの、結城氏が引き続き町有地の占拠を続けることなる。久御山町は新たに結城氏と交渉を開始し、土地の払い下げ要求に応じることに方針を転換し、令和元年7月に土地の払い下げ契約がまとまり、8月には売買代金（3469万円）の支払いなども完了したため、結城氏が土地の所有権を取得したのである。これによって25年間に亘る町有地の不法占拠状態は終結することになったわけである。

これで、めでたしめでたし、結城氏は住み慣れた、この土地に住み続けるのかと思いきや、結城氏は数日のうちに、この土地を第三者となる B 社に転売していることがわかったのである。

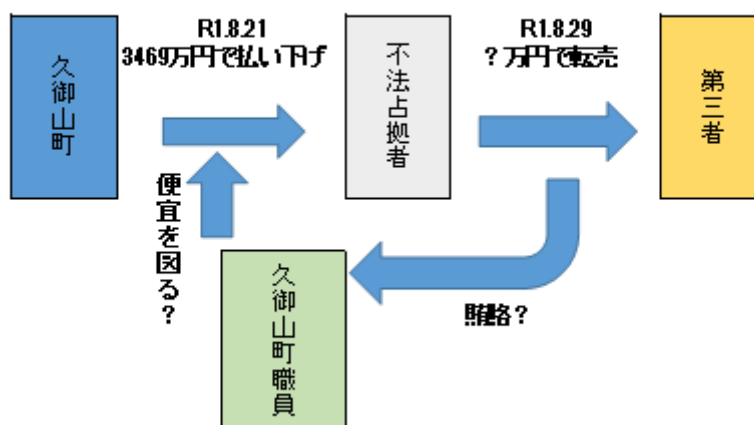
権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和49年11月29日 第51659号	原因 昭和29年10月1日合併による承継 所有者 久世郡久御山町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年6月10日
2	所有権移転	令和1年8月29日 第19725号	原因 令和1年8月21日売買 所有者 京都府久世郡久御山町島田 [REDACTED]
3	所有権移転	令和1年8月29日 第19726号	原因 令和1年8月29日売買 所有者 京都府久世郡久御山町 [REDACTED] 株式会社 [REDACTED]

転売先となった B 社というのは久御山町に本社を置くアルミニウム関係の会社である。

「久御山町の職員・結城氏・B 社の3者が結託して町有地を売買したのではないかと疑っている。随意契約によって払い下げられた土地がスピード転売されており『出来レース』のように見える」（捜査関係者）

捜査当局が描くシナリオ

（捜査関係者への取材による）



冒頭の A 議員の一般質問では不正の決定的な証拠を掴んでいなかったためか、転売の流れが不自然だという指摘があったものの、職員と結城氏・B 社との癒着という話しにまで言及はなかった。証拠もなく「癒着があったのではないか」などと発言すれば懲罰ものになるため致し方ない面もある。

町有地の地元では「長年、町有地を不法占拠していた結城氏には強い憤りを感じている。しかも結城氏が転売によって利益を得たのであれば許しがたいものがある」（元自治会長）という声もある。

久御山町と結城氏が長年不適切な関係にあった可能性もある。いずれにしても 25 年間にも亘って町有地の不法占拠を許してきた久御山町の責任はあまりにも大きい。

そして払い下げられた土地がスピード転売されるというのは不可解であり、不法占拠していた結城氏が転売によって利益を得るというのはあまりにもおかしな話しである。

この不可解な転売スキームについて解明される日は来るのか。